

# 平成26年度 第1回山口県県民活動審議会

## 会 議 資 料

|     |  |    |
|-----|--|----|
| 資料1 | 平成26年版山口県県民活動白書(案)について                     | 1  |
| 資料2 | 意見交換事項                                     | 4  |
|     | 【テーマ1】                                     |    |
|     | 県民活動団体の自立・発展と県民活動への参加促進進について               | 6  |
|     | 【テーマ2】                                     |    |
|     | 地域の課題解決に向けた県民活動団体と多様な主体との協働の推進について         | 7  |
|     | <参考資料>                                     |    |
|     | ・ 県民活動促進関連事業について                           | 8  |
|     | ・ 山口県県民活動審議会規則                             | 11 |
|     | <別添資料>                                     |    |
|     | ・ 平成26年版山口県県民活動白書(案)                       |    |
|     | ・ 県民活動シンボルマーク(チラシ、名刺シール、クリアファイル)           |    |
|     | ・ 「寄附から始まる応援のかたち」、「支え人」(平成25年度寄附文化醸成事業成果物) |    |
|     | ・ (公財)山口きらめき財団パンフレット                       |    |

## 平成26年版 県民活動白書（案）について

山口県県民活動促進条例第14条（年次報告）の規定により、本県の県民活動の促進の状況及び県民活動に関する施策について、毎年、県議会に報告し、公表するものであり、その概要等は次のとおり。

### I 今年度のポイント

- ◇ 県民活動団体へのアンケート調査等により、県民活動の状況を把握するとともに、県、市町、関係団体の取組を詳細に掲載
- ◇ 活力ある地域づくりの主要な担い手となる県民活動団体の自立・発展に資するため、団体の職員体制や問題克服に向けて受講を希望する研修内容等について新たに調査
- ◇ 中山間地域の活性化や子育て支援など、地域の様々な課題を解決する上で、ますます重要となる県民活動団体と行政、企業等の多様な主体との協働の実態を掲載

### II 構成

#### 第1部 県民活動の現状と課題

- ・「県民活動への参加状況」をはじめ、「県民活動団体の活動状況」や「県民活動支援拠点（機関）の状況」、「NPO法人の認証・認定状況」について、調査データを分析して掲載

#### 第2部 平成25年度における県民活動関連施策（実績）

- ・県、山口きらめき財団及び県民活動支援センターの平成25年度県民活動関連施策の実績について、事業の概要をわかりやすく一覧にまとめ、さらに主な事業については抜粋して掲載

#### 第3部 平成26年度における県民活動関連施策（計画）

- ・県、山口きらめき財団及び県民活動支援センターの平成26年度県民活動関連施策の計画について、第2部と同様に掲載

#### 第4部 市町における取組

- ・市町における条例・計画の状況や県民活動の概況・取組方針等について掲載

（参考）県民活動に関するあゆみ掲載

### Ⅲ 各部の概要

#### 第1部 県民活動の現状と課題

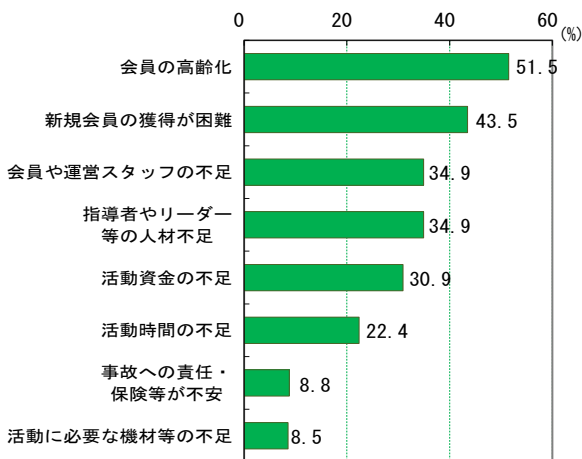
- NPO法人数は、417法人（対前年度比6法人増）と毎年着実に増加
- 県・市町活動支援センターへの登録団体数は、2,359団体（対前年度比21団体増）となっており、近年は漸増傾向

#### 【県民活動団体数の推移】

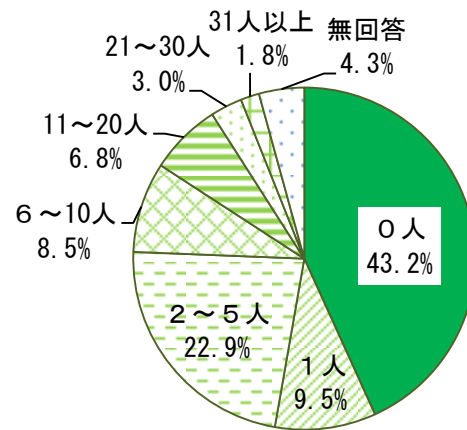
| 区 分               | H 2 1 | H 2 2 | H 2 3 | H 2 4 | H 2 5 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| NPO法人             | 354   | 376   | 386   | 411   | 417   |
| 県・市町民活動支援センター登録団体 | 2,132 | 2,112 | 2,211 | 2,338 | 2,359 |

- 県民活動団体の課題は、「会員の高齢化」等の人材に関することが中心
- 職員数は、0～5人以下の団体が全体の約4分の3となっており、総じて小規模

#### 【県民活動団体の課題】

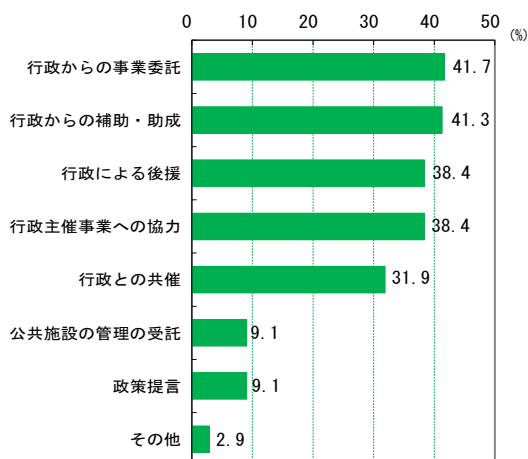


#### 【職員数】

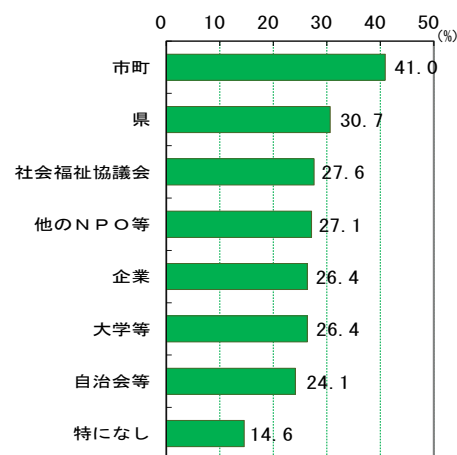


- 団体の約7割が行政と協働した経験があり、その内容としては、「行政からの事業委託」が最も多く、次いで「行政からの補助・助成」、「行政による後援」の順
- 今後協働したい相手方としては、市町や県が多い一方で、業態の異なる企業や大学等との協働も約4分の1が希望

#### 【行政との協働の内容】



#### 【今後協働したい相手方】



## 第2部 平成25年度における県民活動関連施策（実績）

【95事業 事業費852,560千円】

### 基本方針1：県民参加への理解と参加促進

○誰もが県民活動へ参加できるよう、普及啓発や参加機会の拡充等に向けた取組

### 基本方針2：県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり

○県民活動団体の基盤強化や寄附促進の環境づくり、信頼性の向上に向けた取組

### 基本方針3：県民活動団体と多様な主体との協働の推進

○県民活動団体と行政や企業等の様々な主体との協働の推進に向けた取組

### 基本方針4：「人材力」「県民力」の向上に向けた県民活動の一層の促進

○防災やスポーツ、中山間等の様々な分野、地域での県民活動の促進に向けた取組

#### 【基本方針別事業例】

|   |                  |  |
|---|------------------|--|
| 1 | ジャンボリー人財力育成推進事業  | 県民がスカウトを温かくおもてなしするとともに、児童生徒の国際理解教育や生涯学習等を促進する取組を実施   |
| 2 | 福祉ボランティア県民活動促進事業 | 県ボランティアセンターにおいて、ボランティアコーディネーターの養成や福祉教育・ボランティア学習等を実施  |
| 3 | 海岸漂着物地域対策推進事業    | 海岸管理者、民間団体、住民ボランティア、関係行政機関等が協働し、海岸漂着物の回収・処理等の取組を推進   |
| 4 | スポーツ人財育成支援事業     | スポーツ少年団の活性化に向けた新規取組に対する助成や活動支援コーディネーターの配置、リーダー養成等を実施 |

## 第3部 平成26年度における県民活動関連施策（計画）

【99事業 事業費1,023,191千円】

### 基本方針1：県民参加への理解と参加促進

### 基本方針2：県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり

### 基本方針3：県民活動団体と多様な主体との協働の推進

### 基本方針4：「人材力」「県民力」の向上に向けた県民活動の一層の促進

#### 【基本方針別事業例】

|   |                    |   |
|---|--------------------|---|
| 1 | やまぐち子育て文化創造事業      | 「やまぐち子育て連盟」の設立や総合相談、フォーラム等を実施し、県民総参加による子育て県民運動を推進   |
| 2 | 県民活動促進事業           | 認定NPO法人の取得促進や人材育成により県民活動団体の基盤強化を図るとともに、企業との協働の推進を実施 |
| 3 | 企業・大学等中山間地域づくり支援事業 | 県立大学に中山間地域づくりサポートセンターを設置し、企業や大学生等による地域との交流・連携活動を支援  |
| 4 | 地域コミュニティ防災活動推進事業   | 地域ぐるみによる防災体制を構築するためのモデル事業やマニュアル・優良活動事例集の作成、事業報告会を実施 |

## 第4部 市町における取組

○市町における県民活動に関する条例・計画の状況や活動概況、取組方針等を掲載

○県・市民活動支援センター等の県民活動支援拠点（機関）の取組を掲載

## 意見交換事項

現在、県では、山口県の目指すべき姿を明らかにし、その実現に向けて取り組む政策を戦略的・計画的に推進していくための指針となる「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の策定作業を進めているところであり、県民の皆様の幅広い御意見を聴きながら、今年度中に策定することとしています。

## チャレンジプランの骨子案

## ◆ 基本目標

「活力みなぎる山口県」の実現

## ◆ 計画期間

平成26年度～平成29年度（4年間）

## ◆ 重点施策

- ・基本目標の実現に向けて、政策の柱として5つの「未来開拓戦略」を設定
- ・各戦略の下に、諸課題を突破していくために、選択と集中の視点に立ち重点的に取り組む、15の「突破プロジェクト」を設定

## I 産業活力創造戦略

本県の活力源は、強い産業であるとの認識の下、国際競争力の強化に向けて産業基盤の整備や成長産業の育成・集積の取組を、スピード感を持って実行する。また、中小企業の再生・活性化、6次産業化等による農林水産業の振興、明治維新150年等を踏まえた観光力の強化などを推進

[プロジェクト]

- ① 世界に広がる産業力強化プロジェクト
- ② 次世代の産業育成プロジェクト
- ③ 挑戦する中堅・中小企業応援プロジェクト
- ④ 元気な農林水産業育成プロジェクト
- ⑤ 山口の魅力発信・観光力強化プロジェクト

## II 地域活力創造戦略

山口県の将来を見据えて地域が維持・発展できる、互いの絆を大切にし、支え合う底力のある地域づくりが必要であるとの認識の下、中山間地域をはじめとする県内各地域の活性化、そして、その推進力となる多様な県民活動を促進することなどにより、活力ある地域づくりを推進

[プロジェクト]

- ⑥ 暮らしやすいまちづくり推進プロジェクト
- ⑦ **中山間地域も元気！地域の自立応援プロジェクト** ➡ 「県民活動」を位置づけ
- ⑧ ふるさとの自然環境保全プロジェクト

### Ⅲ 人材活力創造戦略

本県の元気を創出していくのは人であるとの認識の下、子どもや若者は将来の夢が実現でき、女性をはじめとするあらゆる人材が活躍できる基盤を整備していけるようにするため、子育て環境の充実、きめ細やかな学習指導ができる教育体制の整備などを推進

[プロジェクト]

- ⑨ 子育てしやすい環境づくりプロジェクト
- ⑩ 次代を担う子どもたちを育む教育充実プロジェクト
- ⑪ 女性も活躍！みんないきいき応援プロジェクト

### Ⅳ 安心・安全確保戦略

県民誰もが不安なく暮らせる生活は、県民生活の基本であるとの認識の下、防災・減災対策の充実、高齢化の進行を踏まえた介護や医療の提供体制の充実などを推進

[プロジェクト]

- ⑫ 災害に強い県づくり推進プロジェクト
- ⑬ 安心の保健・医療・介護充実プロジェクト
- ⑭ 日々の暮らし安心・安全確保プロジェクト

### Ⅴ 行財政基盤強化戦略

4つの戦略を推進するため、将来にわたって持続可能で揺るぎない行財政基盤づくりを推進

[プロジェクト]

- ⑮ 持続可能な行財政基盤強化プロジェクト

チャレンジプランでは、5つの「未来開拓戦略」と15の「突破プロジェクト」により施策を重点的に推進していくこととしており、『県民活動』に関しては、このうち「Ⅱ 地域活力創造戦略」の「⑦中山間も元気・地域の自立応援プロジェクト」に位置付けて重点的に取り組むこととしています。

今後、プロジェクトに掲げる県民活動を促進していくための具体的施策を検討していくこととしていますが、現在、施策の方向性として検討している次の2つのテーマについて、委員の皆様の御意見をお伺いします。

## 【テーマ1】 県民活動団体の自立・発展と県民活動への参加促進について

活力ある地域づくりを推進していく上で、県民活動団体は、主要な担い手として期待されていますが、団体が、地域から信頼され、自立・発展していくためには、県として、どのような支援をしていくことが必要でしょうか。

また、少子・高齢化が進行し、ライフスタイルが多様化する中で、県民活動への参加を一層促進していくためには、どのような取組が必要でしょうか。

### <現状・課題>

- ・団体の9割が何らかの広報を行っているものの、存在や活動が余り知られていない
- ・小規模な団体が多く、依然として人材確保や資金不足などが課題
- ・安定的な事業運営のためには、「寄附金」や「会費」等の自主財源の拡大が必要
- ・平成25年度の県民活動の参加割合は、55.6%であるが、近年、漸減傾向

### <具体的な取組方向例>

- 県民活動支援センターの機能強化
- 団体の中核を担う人材育成（マネジメント、コーディネート、ファンドレイズ研修等）
- NPO法人化や認定NPO法人の取得促進
- 寄附促進の環境づくり
- コミュニティビジネスの振興
- 若者から高齢者まで全ての年代における県民活動への参加促進 等

## 【テーマ2】 地域の課題解決に向けた県民活動団体と多様な主体との協働の推進について

中山間地域の活性化や子育て支援など、地域の様々な課題を解決するに当たっては、県民活動団体が、行政や企業、大学等の多様な主体と連携・協力して取り組んでいくことが重要となっています。こうした取組を一層推進していくためには、どのような方策が効果的でしょうか。

### <現状・課題>

- ・団体においては、市や県との協働意向が根強いが、業態の異なる企業や大学等との協働も全体の約4分の1が希望
- ・協働の課題としては、相手方との相互理解や協働の取組方針の明確化のほか、団体の社会的認知度や企画運営能力、専門性の向上等が必要
- ・県内には、地域での協働のコーディネーター役を担う中間支援団体が少ない

### <具体的な取組方向例>

- 協働を推進するための普及啓発
- 県民活動団体や社会貢献活動を行う企業等の情報発信
- 地域での協働を推進するための場づくり
- 協働を推進する人材（コーディネーター等）の育成 等

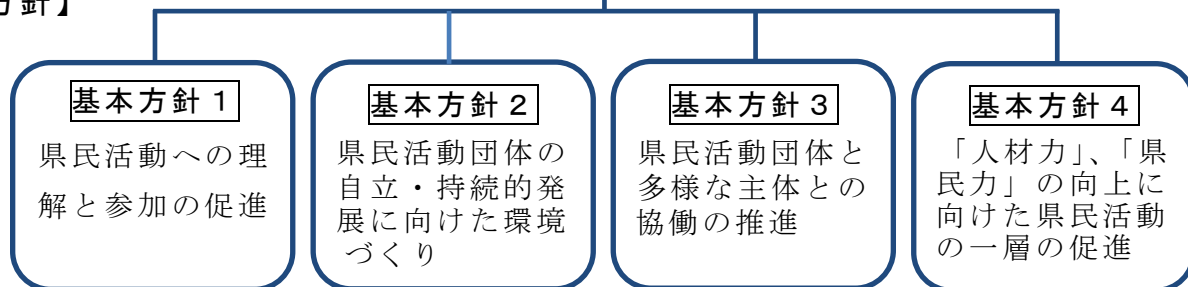


# 県民活動促進関連事業について

## 1 県の施策の推進方向（山口県県民活動促進基本計画抜粋）

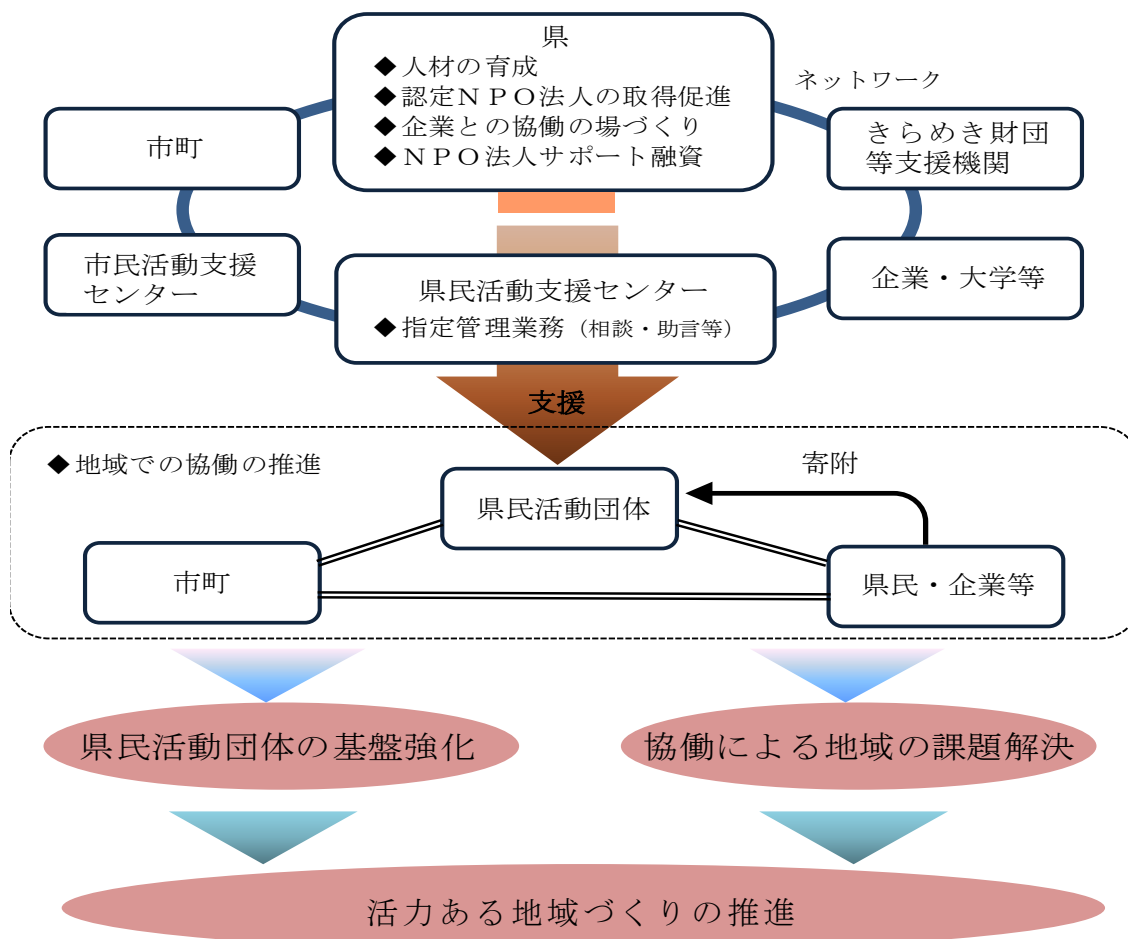
【基本目標】 誰もが県民活動に参加し、県民パワーで創る“輝く、夢あふれる山口県”

【基本方針】



## 2 事業展開のイメージ

※ 3の(1)～(3)までの県事業



### 3 平成26年度事業

県民活動支援センターや山口きらめき財団等と連携し、県民活動の普及啓発や活動基盤の強化、協働の推進等の事業を実施し、県民活動の一層の活発化を図る。

#### (1) 県民活動促進事業（予算額：2,755千円）

##### ① 人材の育成

[事業内容] 県民活動団体が円滑な活動の推進や寄附金収入の拡大等を図るため、コーディネート（各主体間の調整）やファンドレイズ（資金調達）能力を有する人材を育成する研修会の開催

[実施形態] 県民活動団体への委託（プロポーザル方式により選定）

##### ② 認定NPO法人の取得促進

[事業内容] ・寄附金税制の優遇措置が受けられる認定NPO法人の取得意欲のある法人を対象とした税理士等の専門家による個別指導

実施回数：12回程度

・仮認定NPO法人<sup>\*</sup>の取得に向けた研修会の開催

開催箇所：県内3箇所

<sup>\*</sup>仮認定は、認定に比べ要件が緩やかであり、本来設立後5年以内のNPO法人に限られるが、経過措置により平成26年度末まで全てのNPO法人で取得可能

[実施形態] 県民活動支援センターへの委託

##### ③ 県民活動団体と企業との協働の推進

[事業内容] 県民活動団体と企業との協働の推進に向けて、両者を対象に協働に関するテーマや要望を募集し、具体的な取組に繋げていくためのマッチング機会の提供等を実施

・県民活動団体、企業を対象とした協働テーマの募集

募集時期：8～11月

・事業説明会、交流ミーティングの開催

開催箇所：県内3箇所

・マッチングの場の設置

・取組手法・成果の取りまとめ、普及

[実施形態] 県直営

#### (2) NPO法人サポート融資事業（予算額：62,792千円）

[資金種類] 設備資金、運転資金、つなぎ資金

[新規融資枠] 2億円

[融資限度額] 5百万円/件

[融資利率] 2%

**(3) 県民活動支援センター管理運営事業**（予算額：23,009千円）

[事業内容]・県民活動に関する相談・助言、情報の収集・提供、研修、交流促進等

・多様な主体との協働推進のためのコーディネート

[指定管理者] NPO法人やまぐち県民ネット21

**(4) 県民活動パワーアップ事業**（事業費：4,000千円）

県、県民活動支援センター及び山口きらめき財団が実行委員会方式で実施

**① 県民活動促進キャンペーンの実施**

県民活動促進期間（10月1日～11月30日）を中心に、県民活動の拡がりと発展を目的とするキャンペーンを実施

・普及啓発用ポスター・リーフレットの作成・配布

・県民活動写真展の開催（県内10箇所程度）

・ラジオを活用した先駆的活動を行う県民活動団体の紹介・普及

**② 県民活動推進フォーラムの開催**

県民活動が直面する課題をテーマとして、県民活動の更なる活発化に向けたフォーラムを開催

[開催時期] 10月22日（水）

[参加人数] 約300人

[開催場所] 秋吉台国際芸術村

※山口きらめき財団の「きらめき交流フェスタ」と同時開催

**③ やまぐち県民活動パワーアップ賞の授与**

特に優れた活動を行う県民活動団体を顕彰し、その活動を広く紹介

[表彰時期] 10月下旬

[表彰団体] 5団体（活動助成金20万円の交付）

## ○山口県県民活動審議会規則

平成14年3月22日

山口県規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口県県民活動促進条例(平成14年山口県条例第4号)第15条第4項の規定に基づき、山口県県民活動審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境生活部県民生活課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。